

秋の全国交通安全運動の実施（9月21日～9月30日）



県庁前に
のぼり旗を
設置

令和3年9月21日、秋の全国交通安全運動に合わせて、通勤時間帯の街頭啓発活動や県庁前での、のぼり旗設置等を行いました。
今年、上半期で交通事故の死者数が17人となっており、このうち、高齢者が14人と約82%を占め、高齢者の交通事故対策が課題となっています。

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）

運動の重点目標

①子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保



☆横断中の子供や高齢者等には、思いやりのある運転をお願いします。
☆車のライトに反射する、反射材を身につけるようにしましょう！

②夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転 意識の向上



☆歩行者の安全な通行を第一に優先し、「人に優しい運転」を心がけましょう。
☆横断歩行者を守り、思いやりのある運転をしましょう。

③自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底



☆夜間はライトを点灯しましょう。
☆子供や高齢者には、ヘルメットを着用させるようにしましょう。

④飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶



☆飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は犯罪です。絶対にやめましょう！

ストーカー・DVの被害にあったら相談を

恋愛感情、その他好意の感情、又は怨恨の感情によって、相手方からつきまとわれる等のストーカー被害や、配偶者等（事実婚・同居する交際相手を含む）から日常的に暴力を受ける等のDV（ドメスティック・バイオレンス）被害。ストーカーやDVは、最初はささいなことでも、急激に行為がエスカレートして重大な事件に発展するケースがあります。被害にあわれている方やその周囲の方々は、警察署や女性相談支援センターなど関係機関にご相談ください。

ストーカーの被害とは、恋愛感情、その他好意の感情、又は、それらが満たされなかった時の怨恨の感情から、つきまといや名誉を傷つける等の行為が繰り返されて受ける被害です。



DVの被害とは、配偶者等（事実婚・同居する交際相手を含む）からの暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動によって受ける被害です。



もしかしたら、ストーカー・DVかも…と思ったら

最寄りの警察署

相談内容に応じ、被害の防止に向けた支援、相手方への警告、事件としての検挙などを行います。

高知県女性相談支援センター 《配偶者暴力相談支援センター》 (TEL088-833-0783 又は#8008)

女性の悩みごとに対する相談や、必要に応じた一時保護、自立への支援を行います。

こうち被害者支援センター (TEL 088-854-7867)

被害者からの相談によって、警察署、裁判所への付添い支援などを行います。

■くらしネットkochi編集・発行者
高知県文化生活スポーツ部 県民生活課

■問い合わせ先
高知県文化生活スポーツ部 県民生活課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9653(くらしネットkochi) FAX 088-823-9879
088-823-9319(安全安心まちづくり)
E-mail:141601@ken.pref.kochi.lg.jp

■安全安心まちづくりニュース編集・発行者
高知県安全安心まちづくり推進会議